

継続企業の前提に関する注記に係る我が国と欧米の比較

日 本	米国・ I F R S (国際監査基準)
「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の存在	
↓	↓
	経営者が、 「経営者の対応・経営計画」を検討・ 評価
↓	
継続企業の前提に関する注記 (監査対象)	
↓	
監査人が、 「経営者の対応・経営計画」の合理性を判断 (疑義を解消させるような合理的な経営計画等が無い場合、意見不表明もあり得る)	

○ 「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の例

- ・ 継続的な営業損失の発生等
- ・ 財務制限条項 (コベナンツ) への抵触
- ・ 債務の返済の困難性 等

日 本	米国・ I F R S (国際監査基準)
・ 上記事象又は状況の存在があれば、「継続企業の前提に関する注記」を記載	・ 上記事象又は状況の存在がある場合には、経営者の対応策を検討した上で、なお、継続企業の前提に“重要な不確実性”がある場合に重要な不確実性がある旨の注記を記載

(注) 米国は改正見込み